

# 欧州経済共同体成立期における フランスの農業政策と農業者

廣 田 愛 理

## はじめに

フランスの農業部門は、2014年の貿易収支において89億ユーロの黒字を計上し、フランスはEU全体の農業生産の5分の1を占める最大の農業生産国である<sup>1)</sup>。しかし、その一方で、農業経営体数は1955年の230万から2013年には45万に減少し、農業労働人口は1955年の620万人から2013年には85万人に減少した<sup>2)</sup>。

2016年の第1四半期は、今日のフランス社会においてマージナルな存在となった農業従事者の抗議行動が頂点に達した時期であった。その背景には農産物価格の安さ、農業の自由化の進展、鳥インフルエンザや悪天候などがあるが、『ル・モンド』紙はとりわけ農業従事者の構造的借金と貧困の深刻さを強調する。とりわけ設備投資を必要とする40歳以下の若手農業経営者の借金は平均20万ユーロ近くに上る。また、すでに2003年の段階で最低賃金以下の農業従事者が全体の47%を占めていたが、2015年には農業従事者の3分の1が月収350ユーロ以下である<sup>3)</sup>。

困窮する農民の支援団体「農民の連帯」の代表を務めるブジャール（P. Bougeard）によれば、今日の農業界の状況は、「1960年代にスタートした生産様式」すなわち「自由主義的かつ生産性至上主義モデル」が限界に達したことを示している。それゆえ「この生産モデルを最大限に採用したブルターニュ地方において最も大きな衝撃が感じられることは驚くべきことではない」と<sup>4)</sup>。学校において農業の集約化の必要性を教育されてきた畜産農家は、より多く生産するために多額の金を使わねばならない「指導されすぎ」の農業の弊害を指摘する<sup>5)</sup>。

借金を負いながら、技術者の助言に従い、生産性を上げるために設備投資をし、肥料や殺虫剤などの新たな商品を購入するという今日のフランス農民を取り巻く悪循環はどこから始まったのか。本論文では、1950年代から60年代にかけてのフランスの農業政策と農業界の関わりを検討することで、いかにして

フランス農業が「生産至上主義」の道を歩むことになったのかを明らかにしたい。

## 1. 近代化の推進と「新たな不安」

第2次大戦直後の深刻な食糧難に対処すべく、第1次近代化設備プラン(1947-50年)においては、農業機械への投資を通じた農業の近代化が目指されることになった。しかし、戦後の3年間は天候に恵まれず、食糧不足の改善が遅れ、とりわけ1947年の不作が国民の暴動と重なった結果、政府は農業政策の見直しを余儀なくされた。こうした状況下で1947年末に農相に就任したフリムラン(P. Pflimlin)は、機械化の前提となる農地整理やインフラ整備の必要を認識し、1948年にマーシャル・プランの枠内で第1次近代化プランが修正される際に、投資対象を農業機械に限定せず、農業部門全体を重要な投資部門に設定するよう計画庁長官ジャン・モネを説得することに成功した<sup>6)</sup>。

この時から、フランス政府は自国農業に「ヨーロッパの食糧充足」という任務を課し、農産物輸出国の道を邁進することになった<sup>7)</sup>。そのためには農業従事者が自発的に近代化の必要性を認識するような「農業の発展に好都合な心理的環境」を作り出すことが先決すべき課題となり、意識改革の重要性が叫ばれた<sup>8)</sup>。こうした政府の方針のもと、マーシャル・プランの援助を受けて研修のため渡米した若い農民は、配給制度が続くフランスと物質的な豊かさを享受するアメリカとの差を痛感し、帰国後、機械化による生産性の増大という「アメリカン・ドリーム」を農村に浸透させていった<sup>9)</sup>。政府も、機械化を後押しするため、1950年には、トラクター購入に対する払い戻しやエンジン燃料の減税といった措置を講じることになる。

機械化の進展は政府の期待よりも緩慢ではあったものの<sup>10)</sup>、トラクターの総保有台数は1945年の37000台から、1950年には12万台、1964年には101万台と増加し、コンバインの総保有台数も1950年の4900台から1964年には9万7千台へと増加した<sup>11)</sup>。同時に、肥料(窒素、リン酸、カリ)の使用量も1946年の53万6千トンから1964年には304万6千トンに増加したほか、除草剤や殺虫・殺菌剤の使用も普及し、家畜飼料の消費も1952年から1957年にかけて倍増した。また、品種の選択や、家畜の人工授精の普及も農業の進歩に貢献した(小麦 Etoile de Choisy の登場、アメリカ流のハイブリッド・コーンの手法の利用<sup>12)</sup>など)<sup>13)</sup>。

かくして、フランス農業の技術は戦後に急速な発展を見せたが、それは同時

に農業者の行動様式を 180 度転換させることになる。すなわち、従来は借金をしないことをモットーとしていた農業者が、近代化による商品経済の進展により、工業製品の消費者として借金を抱えざるを得なくなった。その結果、1950 年に最終生産物の価値の 19%に過ぎなかった生産コストは、1959 年には 27%、1971 年には 31%、1974 年には 43%に増加し、農業信用金庫の貸付額も 1948 年の 18 億 5 千フラン（720 億旧フラン）に対して 1964 年には 246 億フランへと増大した。それゆえ、早くから機械化を実施していた大規模農家は別にして、新たな投資のために借金を余儀なくされた農家は、近代化によって生産性が上がっても借金返済に追われて収入が伸びず、天候不順という従来の不安に加え、負債という新たな不安を抱えることになった<sup>14)</sup>。

こうした状況下で、都市と農村の生活水準の格差拡大が進んだのに加え、「一部地域における農村の貧困状態の拡大」という農村間格差の問題も浮上していた。そこで 1956 年 3 月に開始した第 3 次近代化プラン（1958-61 年）作成の過程では、農業所得の改善と農村の生活水準向上を考慮することが以前にも増して重要な課題となった。他方で、国家財政を圧迫する輸出援助を削減しながら輸出拡大を実現できるよう、採算性の高い農産物や輸入依存度が高い農産物への生産転換の必要性が叫ばれた。すなわち、技術の改善による価格低下努力の継続と同時に、過剰な穀物生産を畜産に切り替えるべきと判断されたのである<sup>15)</sup>。

ただし、生産性総局は、「機械化」の進展方法に関しては注意を喚起していた。たしかに農業者もこの時期には機械化の必要性を認めており、国内におけるトラクターの販売台数は増加していた。しかし、援助を無差別に供与し、農村の装備を自由に任せため、実際の経営規模に見合わない非効率な装備を行っている農業従事者も存在していた。こうした小農が、機械化しても十分な生産性の増大を享受できないがゆえに、政府に対して農産物価格の引き上げを要求するという矛盾が生じていた。そのため、生産性総局は、技術的な助言なしに援助を供与するのではなく、まずは見識ある助言を与えられる専門家を十分に確保する「知的」投資が生産性の上昇には不可欠であると主張した<sup>16)</sup>。

この時期は、40%の企業が労働力不足によって活動を制限されている状況下にあったから<sup>17)</sup>、政府は、離農促進が①合理化による農業従事者一人当たりの収入の上昇、②農産物価格の引き上げ、③工業の労働力不足の解消という 3 重の効果をもたらし、フランス経済の対外競争力の向上に貢献すると期待した<sup>18)</sup>。とはいえ、こうした政府の意図に対する農業界の反発は激しかったため、計画庁長官イルシュは、1957 年 1 月の講演において、農業人口が過密な地域に工

業の中心地が作られるような地方分散形の工業発展と、「不熟練労働者ではなく、有利な条件で雇用される技能をもった人々が離農できるように」職業教育の重要性を主張することになる<sup>19)</sup>。

## 2. 農業界の分裂

戦後、農相に任命されたタンギ＝プリジャン (F. Tanguy-Prigent, 社会党) は<sup>20)</sup>、非農業者地主や地方有力者を排しつつ、農業界のすべてのアクターを単一の組合にまとめるため、大戦中のレジスタンスに起源をもつ農業総同盟 (CGA) を設立し、その中に農業経営者組合全国連盟 (FNSEA)、農業組合技術者・職員連合、青年農業者連合などの団体を再編した。しかしながら、労働総同盟の農業版ともいべき CGA は一枚岩ではなく、左派農相による農業界再編の試みは思い通りには進まなかった。すなわち、右派である戦前の農業組合 (Corporation paysanne) の元地方責任者、キリスト教民主主義政党、社会党、共産党の代表といった様々な政治的立場の組合員が混在し、内部対立が絶えなかった。なかでも穀物栽培者とビーツ栽培者の組合が重要な役割を果たし、CGA と FNSEA 内部における権力の掌握を狙うパリ盆地の大農たちを中心に、農業組合活動擁護委員会 (Comité agricole de défense et d'action syndicale, Cadas) という秘密組織が作られた<sup>21)</sup>。

冷戦の進展により CGA が左派寄りとの批判を受けるようになる中で、FNSEA の独立を求める保守派のブロンデル (R. Blondelle)<sup>22)</sup> が FNSEA 事務総長に就任すると、農業界の動きの流れが変わる。組合活動の自由を訴え、左派に代わって政府の交渉相手に返り咲こうとするパリ盆地の大農の支持を受けた彼は、1950 年に農相に再任したフリムラン (キリスト教民主主義系政党 MRP) の支持もあり、非政治性を主張して左派を中枢から追い出すとともに、農業全体の利害の代表者としての FNSEA の立場をアピールした。こうした状況下で、会員すべての政治的傾向を尊重しつつ組合行動の統一を主張してきた穏健派のフォルジェ (E. Forget) が 1950 年に FNSEA 会長を辞任し、代わってブロンデルが会長に就任すると、彼は意に沿わない組合員を FNSEA 中枢から排除するにとどまらず、地方の農業連盟を組織ごと FNSEA から追放した<sup>23)</sup>。

さらに、彼は 1951 年の国民議会議員選挙の際に、農業利害を擁護する候補者を公認するための「国民行動 (action civique)」計画を実施し、国民議会内部に 130 名の議員からなる「独立諸派および農民族議員 (Indépendants et paysans)」グループを成立させることに成功する。FNSEA は傘下の県連をま

とめ、農業者一般の利害を代表すると同時に、小麦、ビーツ、牛乳といった特定の農産物の利害団体をも傘下に収めていた。中でも FNSEA が第一に擁護したのは富裕なパリ盆地の農業者とノールの農業者の利害であり、彼らの最大の関心が市場において農産物価格を守ることだったため、FNSEA は、議会とのつながりの強化を通じて、政府に高い農産物価格の維持による農業の保護を訴えていくことになる。農産物価格の支持という FNSEA の方針は小規模生産者の利害にも一致したため、FNSEA は農民の統一という主張を擁護するために農業界における農村間格差の存在には目をつぶると同時に、農村の過密問題にも口を閉ざし、小農の声を楯に、大農の特権維持と「農工間の所得格差の是正＝高い農産物価格の維持」を政府に求めていくことになる<sup>24)</sup>。

他方で CGA は、1953 年には単なる職業組織の調整ための行政組織に成り下がり、さらに後述の CNJA が 1954 年に FNSEA 内部での若手の一翼を担うために CGA を離脱すると、存在意義を完全に失うことになる。

こうした中、豊作による 1953 年の農産物価格の下落が農工間格差や地域格差に起因する農民の不満を噴出させた。はじめは 7 月の過剰生産に伴うワイン相場暴落に起因する南仏のブドウ栽培者の直接行動だった。小麦やビーツといった基本農産物の価格維持のみに腐心してきた FNSEA にとって、ワインの売り上げ不振は関心の範疇になく対処するすべもなかった。さらに、秋には、食肉価格の暴落を受け、中央山塊、ランド地方、ジュラ山脈といった広範囲にわたり、当時大半が小規模経営だった畜産農家を中心に激しい暴動が発生した。暴動を指揮したのは農業政策の犠牲者を擁護する目的で 1953 年にクルーズ県の県庁所在地ゲレにおいて組織された「ゲレ委員会 (Comité de Guéret)」である。ブロンデルが FNSEA の指導権を掌握して以降、除名された地方組合や自ら FNSEA との関係を断った組合が複数あった。こうした組合 (リムーザン、ポワトゥー、シャラント、ベリー、モルヴァン、カンタル、ピュイ・ド・ドームなど) が食肉・家畜飼料市場の組織化と仲買人の利益の削減を要求するためにゲレ委員会に集結し、直接行動によって政府に圧力をかけて農業政策の修正を迫ったのである<sup>25)</sup>。ここに畜産農家と大規模穀物生産者の断絶が決定的となった。

かくしてフランス農業界はロワール川の南北で 2 つに分断された。南側はゲレ委員会によって動員され、FNSEA の支配に反対する地域である。ゲレ委員会の勢力地域において中心的な役割を果たしたのは、多くが急進社会党・社会党・共産党系のレジスタンス出身の農民であり、彼らは CGA の擁護者だった。しかしながら、ゲレ委員会は直接行動によって政府に小規模畜産農家の不満を

届けたにとどまり、畜産業界の将来についての明確なヴィジョンを持っていなかった。それゆえ、農民の不満に対処するために、政府がラニエル政令により家畜・食肉部門と酪農に対して国が景気に応じて購入・貯蔵などの市場統制を行う介入組織の設置を決定すると、暴動は一旦収束し、介入組織の中身についての交渉は FNSEA に委ねられてしまう<sup>26)</sup>。

他方で、1953 年の農民暴動の経験は、直接行動の効果を農業界全体に実感させることになった。上述のように、FNSEA は 1950 年代初頭から農業界代表を議会に送ることを試みたが、期待したほどの効果はもたらされず、道路にバリケードを作るなどの行動が政府に要求を受け入れさせる成果をもたらした経験から、選挙の当選者を通じて自分たちの利害を政権に伝えるよりも、直接行動の有用性を認めるようになる。

この方法は 1957 年にも効力を発揮した。この年、欧州経済共同体 (EEC) 条約を締結したフランス政府は、EEC に過度な農業保護主義を期待していたわけではなかった。共同市場設立の初期段階における農産物の最低価格による保護は、競争力を高めるための猶予に過ぎず、最終的には保護主義のコスト削減と農産物価格の低下がもたらされることを期待していた<sup>27)</sup>。それゆえ、ギ・モレ内閣とブルジェ＝モーヌリ内閣は、小麦価格の引き下げやビーツ価格の非固定化、農業機械購入に対する払い戻しの廃止、牛乳価格への価格スライド法の不適用、食肉市場の組織化措置の適用拒否を試みたのである。しかし、これが農業界全体の怒りを買って、1957 年秋には、農業市場を組織化し、基本農産物の価格を農業に必要な工業製品の物価上昇に合わせて自動的にスライドさせるラボルド法<sup>28)</sup>を制定せざるを得なくなる。この時、FNSEA は農業族議員を通じたルートと、直接行動のコンビネーションによって政府に圧力をかけ、それが成功したのである<sup>29)</sup>。

### 3. 農業界における新旧対立

ロワール川の北側は、権威と秩序を重んじるカトリックが支配的な地域であった。この地域には、一方で、FNSEA の主導的立場を担うパリ盆地とノールの大規模生産者の勢力範囲があり、他方で、ブルターニュ、ノルマンディー、アルプといった、畜産農家でありながらもゲレ委員会の行動に同調しない地域が含まれていた<sup>30)</sup>。後者の中心となるのが、戦前のカトリック青年農業者 (JAC) 運動に起源をもつ伝統的な農業団体の中で育った若手農業者である。すなわち、ロワール川の北側も一枚岩ではなく、旧来の保守派と戦後に 20 歳

代を迎えた第1次大戦後世代の若手との間に溝が生じていた。

主に15～25歳の若者をターゲットとして1929年に誕生したJACは、カトリック教会のヒエラルキーを遵守しながら、若者のモラル向上と、キリスト教の価値の伝道を通じて、農村生活の魅力を伝えることを目的としていた。「農民よ、誇りを持って」をスローガンに、祭りや研修などの様々な活動を通じて集った若手農業者は、JACにおいて自らを取り巻く環境について熟慮し、自身の判断に基づき発言・行動する農業者として育成されていく。かくして、JACは、従来、農村社会において自らの意見を述べることを認められていなかった世代を年長者による抑圧から解放する役割を果たすことになる<sup>31)</sup>。

JACの教育を受けた若者の中から、第2次大戦後、近代化を不可避と認め、社会からつまはじきにされないよう、積極的に時代の流れに乗り、自由主義的資本主義を制御して農業者にとって有利な方向に向かわせるべきとの考えが出てくることになる。彼らは農業の発展のために技術の進歩が重要であることを認識していたため、生産性向上のための研修を開催し、アメリカへの調査団にも加わる。さらに、一部のJACメンバーたちは、経営面積の拡大・合理化によって農業を自由主義経済の中に組み込む必要があるとの認識に至り、「全国青年農業者センター（Centre national des jeunes agriculteurs, CNJA）」を舞台に組合活動を展開していくことになる<sup>32)</sup>。

CNJAは、第2次大戦直後にCGAの内部組織として作られた17～30歳の農業者子女の親睦会「青年農業者サークル Cercle des jeunes agriculteurs」を前身とする。同サークルは、若者たちにとって、とりわけレジャー活動のための団体と見なされてはいたものの、同時に、技術の伝達・習得の場としても機能した。JACのメンバーは創設当初から同サークルに参加していたわけではないが、政府の生産性総局の後押しにより、双方が協力しての「生産性研修」の企画を通じてつながりができた。この間、1950年代前半にCGAが風前の灯となる中で、活発な活動を継続していた青年農業者サークルは、法的な枠組みを求めて1954年にFNSEAに結び付いたアソシエーション「青年農業者全国サークルCNJA」となる。他方で、自分たちの意見を伝えるための自主的な組織を求めていたJAC事務局長ドゥバティス（M. Debatisse、ピュイ・ド・ドーム県出身）ら一部の若手農業者は、同サークルを単なる親睦会サークルではなく、組合運動内における若手の代表組織へと昇華させた上で、JAC引退後の活動拠点にしたいと考え、CNJA指導者との接触を続けていた<sup>33)</sup>。

1956年にはCNJAは若手農業者による正式なFNSEA加盟組合と認められ、FNSEAの総会や理事会といった決定機関に代表を配置する権利と自主性を獲

得する<sup>34)</sup>。当初、単なる FNSEA の「若手部門」と見なされていた CNJA は、1956 年以降、JAC の指導者たちの合流により、次第に発言力を増し、都市の給与生活者との格差に対する不満や、離農して工場労働者になる不安の受け皿となる。かくして、CNJA は、1957 年以降、若手農業者の組織として全国に拡大し、1960 年には 6 県を除くすべての県に下部組織を配置するまでになる。他方で CNJA 内部における JAC 出身者の勢力も拡大し、ドゥバティスが 1957 年に副会長、翌年に書記長に就任しただけでなく、1960 年には JAC の元指導者が CNJA の役員会メンバー 30 名のうち 20 名を占めるようになる<sup>35)</sup>。さらに、若手農業者の「サークル」からスタートした CNJA は、1961 年には「青年農業者全国センター」と改名し、FNSEA 内において自らの主張を展開していく。すなわち、FNSEA の古参メンバーが農業市場の組織化を通じた有利な農産物価格の設定の確保にのみに固執するのに対して、若手は「農産物価格問題はもはや組合行動の唯一の要をなしてはならない」との考えから、人為的な価格上昇を危険視し、農業界の構造改革による健全化を求めた<sup>36)</sup>。

こうした中、1958 年 6 月のドゴール首相就任、さらには 10 月の第 5 共和政成立によって、FNSEA は従来の圧力団体としての機能を低下させていく。ドゴール政権によれば、細分化したフランスの農業構造は時代遅れで原価が高く、経済発展の障害となっていた。それゆえ、農業部門の効率を高め、競争力を強化するために、FNSEA が前年に勝ち取ったばかりの農産物価格のスライド法は廃止され、補助金のカットも実施された。第 5 共和政は大統領権限の強化と議会権限の低下をもたらしたため、FNSEA の大農たちはこれまでのように議会を通じて自らの利害を擁護したくとも、スライド法廃止問題を議論するための議会招集の望みも受け入れられず、政界に圧力をかけるルートを封じられることになる。かくして国内の政策において政府の譲歩を勝ち取る試みが失敗した彼らは、方針を転換し、これ以降 EEC 共同市場において利益を追求する道を模索していくことになる<sup>37)</sup>。

近代化推進派の積極的な若手が FNSEA 内部での発言権を強めていく一方で、こうした傾向に反発する農業者は、共産党系の活動家によって 1959 年に設立された MODEF (家族経営擁護運動, Mouvement de défense des exploitations familiales) に参加する。MODEF は、FNSEA を除名されたランド、シャラント、コレーズなどの県連や、FNSEA に批判的な県連、さらには組合に所属しない農業者を集めた柔軟な組織であったが、中小規模の生産者を淘汰する新しい農業政策と EEC 共同市場に対する反対という点で意見が一致していた。MODEF の主張は工業製品価格に合わせた農産物価格のスライドに力点が置



かれたため、高齢で競争力のない農業者の支持を集めていく<sup>38)</sup>。

#### 4. ドゴール政権の協力者

以上のように、農業者の立場が一枚岩ではない中で、農業人口の減少を加速させ、合理化によって農業従事者一人当たりの収入を上昇させるという第3次近代化プランの意思を引き継いだドゴール体制下の政府は、従来の利益の消失を恐れる FNSEA 支配層の大規模穀物栽培者やビーツ栽培者から「反農民政府」の烙印を押されて激しく批判された。しかし他方で、FNSEA 内の少数派である CNJA の若手は政府の考えを支持していた。すなわち、農業は近代的な国内経済の一部として、フランスを工業大国にする一端を担うべきであり、農産物輸出国化を目指した構造改革が不可欠であるという認識である。それゆえ、政府は政策実現の最適な協力者として近代化に邁進する若手農業者を選んだ。

若手農業者は、自らの利害が大規模農家とは異なることを理解していた。大規模農家は、農産物価格のスライドのような農業の保護的措置獲得のためには、零細農家を守ることを口実に組合の支持者を確保する必要があると考えていた。これに対して若手は、離農に対する「伝統的反感」を捨て、中規模農が収益率のアップのために離農した零細農家の農地を分かち合う必要があるとの考えだった。若手によれば、フランス国内の農業経営は①近代的経営、②中規模経営、③「古風な」経営の3形態に分類された。①はすでに大規模な経営面積を有し、近代的生産技術と機械化によって収益率の高い経営を実現している「資本主義的」経営であるが、まだ少数であった。②は家族の労働力を使用する機械化が遅れた経営であり、資金不足と耕地面積の狭さから技術の進歩を活かしきれないもの、近代化による生産性の上昇を実現可能な経営である。③は主として高齢農業者による小さな耕地面積での持続可能性のない経営だった。若手は、①への耕地の集中が②の発展を損ねることを批判すると同時に、進歩の可能性のある②の中規模経営の発展を優先することにより、フランス農業の生産性を上げ競争力を高めることが可能になると考えていた。

ドゥパティスは、ドゴールとドゥブレ首相が、工業化推進のための労働力確保の観点から離農の必要性を重視しており、農業問題を優先課題とみなしていないことは理解していた。しかし、若手農業者と政府の間には、生産の合理化と農産物価格の保証のためには多すぎる農業人口の削減が必然であるとの共通認識があった。それゆえ、ドゥパティスは、若手農業者の利害の実現に関して、議会の支援に期待せず、政府による直接介入を引き出すためにドゴール政権を

農民組合運動の唯一の交渉相手と見なした。かくして、フランスの大国としての地位を守るために経済力としての農業を利用したいドゴールと、近代化の条件を国と交渉したい若手農業従事者の間で利害が一致し、協力関係が築かれることになる<sup>39)</sup>。

政府と少数派である若手農業者の対話は1959年に開始し、1960年に農業憲章ともいうべき一連の法に結実する。すなわち「農業指導法」と、それに付属する「装備計画法」、「不動産法」、「農業教育法」、「農業経営者疾病・外科保険設置法」である。これらの法は、農業と他の経済活動との間の同等性を原則としながら、持続性のある農業経営を定義した。さらに、市場の組織化計画、拡大を求める農業者への農地の譲渡を可能にする農地整理、中規模農家を優遇する農業信用金庫による選択的な融資提供を定めており、部分的にはあるものの、CNJAの要求を満たす内容となった<sup>40)</sup>。

1961年6月には「農業教育法」実施のための政令が出され、農業技術者養成のための農業中学高校設立や、バカロレア後3年での農業エンジニア育成などが予定された<sup>41)</sup>。しかしながら、こうした一部の政令を別にして、1960年法の公布から1年を経ても、そのほとんどは実行に移されていない<sup>42)</sup>。

こうした中、1961年初頭に過剰生産によりジャガイモの価格が暴落する。とりわけブルターニュでは、送電設備や鉄道網が不完全なうえ、道路網も老朽化していたため、農民は近代化から取り残されたと感じていた。パリへの野菜供給に関して交通の便が良い地域との競争に直面したブルターニュ農民は、価格支持のための市場組織化を政府に求めたが、その要求はドゥブレ首相に聞き入れられなかった。それゆえ、政府の協議からの疎外感を感じた数百名の農民が、19世紀以来農業を支配してきた卸売業者に圧力をかけるため、1961年6月にフィニステール県モルレの町にトラクターやトラックで押し寄せ、5時間近くにわたり幹線道路と郡庁を占拠する事態となった。その中心にはアレクシス・グルヴェネック率いる青果生産者やマルセル・レオン率いる食肉生産者がいた<sup>43)</sup>。彼らは、進歩のために借金をしてまで投資をし、生産の増大のために専門化の道を選んだ結果、窮地に陥っている現状を訴えた。その上で、政府が農業指導法を実行しないことや、市場の組織化を農民任せにしていることを批判した<sup>44)</sup>。

この直接行動はコートダルモール県ガンガン、モルビアン県ポンティヴィ、コートダルモール県トレギュイエにも飛び火する。さらに、ブルターニュの農業指導者と共に会合を開いたCNJAは、ブルターニュ農民の要求がフランス農業全体にかかわる要求であると自覚し、市場の組織化、土地所有に関する改

革，社会立法を求める暴動が全国に拡大していくことになる<sup>45)</sup>。すなわちこれは，食品加工産業や流通産業による利益の独占を排し，農業者の経営の刷新の努力が報われるような農業政策の実施を求めた行動であった。これを契機にドゥブレ首相はさらなる農業近代化の遂行の必要性を認識した。その結果，アンリ・ロシュロー農相は，農業基法可決に反対した農業組合保守派に近いとの理由で辞任に追い込まれ，8月にはエドガー・ピザニが農相に任命される。ピザニに託された任務は，農民の暴動を鎮め，農業を発展させるとともに，1か月後に開始するEECの農業会議の準備をすることであった<sup>46)</sup>。

農業問題解決の一番の障害が農業の保守性にあると考えるピザニは，FNSEA，ゲレ委員会，MODEFの指導者たちとも会談したのち，最終的にCNJAを対話の相手として選ぶことになる<sup>47)</sup>。ピザニはドゥバティスとCNJAのメンバーの協力を得て農業政策の策定を進め，1960年農業指導法による改革の拡大を目的とした農業指導法補完法を1962年に準備する。同補完法は，CNJAの要求の大半を取り入れたもので，中規模農家の発展のために，若手農業者に持続的経営を可能とさせる土地を提供する構造改革を目指すものだった。すなわち，近代化を進めるうえで犠牲となる高齢農業者に対して，第4共和政が用意したわずかな年金に加え，「農業構造整備社会行動基金（FASASA）」による離農終身補償金（Indemnité viagère de départ, IVD）の支払いを決めた（3ヘクタール以上の領地を放棄する者に年間1500フランの終身年金支給）。他方で，近代化の推進に伴う離農者に対して新たな職業分野における雇用を促進するために「農業における職業変化のための全国協会（Association Nationale pour les Mutations Professionnelles en Agriculture）」が創設された。この結果，15年間で62万人の農業者が引退を受け入れ，農地面積の3分の1にあたる1100万ヘクタールが手放された。こうした土地は，若手小経営者の経営面積拡大のために優先的に有償提供され，1960年農業指導法によって設立された「土地整備農事創設会社（SAFER）」が適正価格での土地の移動が進むよう介入することになった。さらに非農業者による土地の買い占めを回避するために兼職を制限する法も整備された。また，商人や企業家との交渉において生産者の権限を強化するための生産者団体の設立と市場の組織化も計画された<sup>48)</sup>。

かくして，畜産を中心とする中規模経営がフランスの農業政策のターゲットに定められることになった。セルヴォランが主張するように，1960～62年の立法は「近代的農業者になることを承認される者を選抜するための手段を新たな指導者に提供するとともに，その当然の結果として，〈進歩への道〉を歩む

ことが年齢や物的および知的手段の欠如ゆえに明らかに不可能である者たちをできるだけ速く除去することを狙ったものであった」<sup>49)</sup>。それゆえ、ピザニの補完法は、共産党系の農民からは、小農を犠牲に富農を生み出す資本主義的計画との批判を受けた。他方で、保守派大規模農からは、農産物価格の支持の点で不十分であり、所有権の侵害であるとの批判を受けることになる<sup>50)</sup>。しかしながら、農民の激しい直接行動と農業団体の圧力を前に抜本的な農業改革に着手できなかった第4共和政府にかわり、ようやくここに第5共和政府が第3次プランの目標の実現に着手することが可能となった。それを可能にしたのは、従来の農民ではなく、農業従事者もしくは農業経営者という新しい職業アイデンティティの採用を望む若手農業者を中心とした社会勢力であり、彼らのおかげでドゴール政権は当初自らと敵対していた農業界を味方につけることができたのである<sup>51)</sup>。

1964年には第1回国際農業博覧会がピザニの指揮で準備され、ドゴールによって開催式が行われた。その起源は18世紀の農事品評会と1844年に始まったポワシーの家畜コンクールにあったものの、同博覧会は単なる農産物のコンクールにとどまらず、農業用工業製品から食品加工産業までもを網羅し、その後も歴代の大統領が出席する国を挙げての一大イベントとして引き継がれていくことになる<sup>52)</sup>。1962年にEEC共通農業政策(CAP)の骨子となる規則が採択され、1967年から農業市場組織化がスタートする、まさにEEC共通政策の滑り出しの時期にドゴール政権が農業博覧会を開催したことこそが、ドゴール政権の新たな農業政策実施の意気込みを示すとともに、フランス農業を商品経済に組み込む近代的農業政策推進の装置の完成披露であったといえよう。

## おわりに

第2次大戦後、フランス政府は農産物輸出国化を目標とした近代化政策を進める中で、1950年代半ばには小規模零細農の離農促進と中規模農の近代化促進を軸に据えた農業構造の転換による競争力の強化を展望するようになる。こうした中で、農業界において、戦後の農業政策の恩恵を被ってきた大規模富裕農に対する不満が噴出する。それと同時に、高い農産物価格の維持を政府に要求することのみに固執してきた従来の農業組合の姿勢に疑問を呈し、農業界の構造改革による健全化の必要性を訴える若手農業者が登場した。

CNJAを舞台に活躍する彼らは、農業者所得の確保のためには生産の合理化が不可欠であり、さらに、零細農家の離農促進による中規模農への農地の移譲

が必要であると認識していた。このような若手農業者の考えが、フランスの経済力強化に向けて農業の力を利用したいと考えるドゴールの利害に一致した結果、第5共和政において近代的農業者養成のための枠組みである「農業指導法」と「農業指導法補完法」の完成を見ることになる。

こうしたフランス農業政策の大変革は、1957年のローマ条約締結によるEEC 共同市場創設とCAP 策定の決定、さらには1958年のストレーザ会議以降のEECにおける農業交渉の進展と歩調を合わせて進められてきた。すなわち、CNJAに見られる若手農業者の動きは、彼らが果敢に時代の流れに乗り、EEC内での競争に立ち向かう準備を自ら進んで行ったことを示している。しかし、EECのその後の進展は、彼らに過酷な競争を強いる一方で、彼らが批判の対象とした大規模富裕農をさらに富ませる結果となっていく。皮肉にも、中規模畜産農家は、自らが政府と協力して完成させた近代的農業推進の装置の犠牲となってしまうのである。

(本論文は、平成27年度獨協大学長期学外研修の研究成果の一部である。)

## 注

- 1) 農産物食品輸出についてはオランダ、ドイツに次いでEU第3位。
- 2) GraphAgri France. Edition 2015.
- 3) « Agriculteurs: les raisons du malaise », *Le Monde*, 15.02.2016; « Baisse des revenus, suicides: la crise des agriculteurs “fait beaucoup moins de bruit que l’affaire Alstom” », *Le Monde*, 14.10.2016.
- 4) « Les agriculteurs ont un réel sentiment d’abandon vis-à-vis de la société », *Le Monde*, 27.02.2016.
- 5) « Surendettés, des éleveurs choisissent de sortir du “dépenser plus pour produire plus” », *Le Monde*, 27.02.2016.
- 6) P. Pflimlin, *Mémoires d’un Européen: de la IV<sup>e</sup> à la V<sup>e</sup> République*, Fayard, 1991, pp.36-40.
- 7) 廣田愛理「1950年代フランスにおける農業政策の変容」、『フランス文化研究』, 第45号, 2014年, 46頁.
- 8) AN, 80AJ 14, Projet de loi relatif à la vulgarisation agricole, exposé des motifs, 29 novembre 1948.
- 9) G. Luneau, *La forteresse agricole: une histoire de la FNSEA*, Fayard, 2004, pp.170-174.

- 10) 近代化計画においては、1950年にトラクターの保有台数が20万に達することが目標とされていた。
- 11) 最初のコンバインは、マーシャル・プランによってアメリカから輸入された。D. Lefèvre, *70ans d'agriculture*, Paris, 2015, p.22.
- 12) マーシャル・プランの枠内でアメリカから持ち込まれたハイブリッド・コーンをもとに、フランスの気候に適応した新たな品種の開発が行われた。ハイブリッド・コーンの栽培はより多くの肥料と除草剤・殺菌剤を必要としたため、毎年新たな種子の購入に加えてこれらの費用が農業従事者の新たな支出となった。Lefèvre, *op.cit.*, pp.34-36.
- 13) P. Barral, *Les agrariens français de Méline à Pisani*, Paris, 1968, pp.294-297; Gervais, M., Jollivet, M., Tavernier, Y., *Histoire de la France rurale 4: la fin de la France paysanne depuis 1914*, Paris, 1976. pp.151-152.
- 14) Barral, *op.cit.*, pp.294-297; Gervais, *op.cit.*, p.152.
- 15) 廣田, 前掲論文, 50頁。
- 16) SAEF, 1A 451, Commissariat général à la Productivité, Les conditions d'adaptation de l'économie française au Marché commun.
- 17) « 40% des entreprises ont actuellement leur activité limitée par le manque de main-d'œuvre », *Le Monde*, 31.05.1956.
- 18) 廣田, 前掲論文, 51-53頁。
- 19) AN, 80AJ 98, conférence prononcée par E. Hirsch le 17 janvier 1957.
- 20) フィニステール県 Morlaix の農民出身であり、レジスタンスでの活躍が認められ、ドゴール内閣において社会党の代表として農相に任命された。C. Bougeard, *Tanguy Prigent, paysans ministre*, Rennes, 2002, pp.154-168.
- 21) Bougeard, *op.cit.*, pp.181-183; Luneau, *op.cit.*, pp.152-154.
- 22) Arts et Metiers の技師であり、エヌ県の大規模ビーツ栽培者であった彼は、ヴィシー期の農民組合において地方代表を務めていたため、フランス解放後は責任ある地位から排除されていた。Luneau, *op.cit.*, pp.135-136.
- 23) Luneau, *op.cit.*, p.160.
- 24) Lefèvre, *op.cit.*, pp.39-40; Louis Malassis, *La longue marche des paysans français*, Fayard, 2001, pp.248-249; 廣田, 前掲論文, 46-47頁。
- 25) Luneau, *op.cit.* pp.180-191; G. Gavignaud-Fontaine, *La révolution rurale dans la France contemporaine XVIII<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècle*, Paris, pp.140-142.
- 26) Luneau, *op.cit.*, pp.191-194.
- 27) AN, 80AJ 101, observations sur le document de travail préliminaire, 3 mai 1956.
- 28) ラボルドは FNSEA の事務局長からローヌ県の代議士となった。
- 29) M. Faure, *Les paysans dans la société française*, Paris, 1966, pp.207-209.
- 30) Luneau, *op.cit.*, p.192.
- 31) F. Purseigle, *Les sillons de l'engagement: Jeunes agriculteurs et action collective*, Paris, 2013, pp.22-28.

- 32) Gavignaud-Fontaine, *op.cit.*, pp.138-140. 例えば, パリ盆地の農地が平均 10ヘクタールであるのに対し, ブルターニュでは 0.5ヘクタールであることを JAC の研修において学んだブルターニュの農民の中から, 農地整理による耕地面積拡大の必要性を確信する者が現れる. Malassis, *op.cit.*, p.263.
- 33) C. Goure, *Michel Debatisse ou la révolution paysanne*, Desclée de Brouwer, pp.107-108.
- 34) Goure, *op.cit.*, pp.110-112.
- 35) Y. Tavernier, *Le syndicalisme paysan: FNSEA, CNJA*, Paris, 1969, pp.143-144.
- 36) Purseigle, *op.cit.*, p.37; Gavignaud-Fontaine, *op.cit.*, p.142.
- 37) Faure, *op.cit.*, p.207-209; Gervais, Jollivet, Tavernier, *Histoire...*, *op.cit.*, pp.583-587; クロード・セルヴォラン著, 是永東彦訳『現代フランス農業－「家族農業」の合理的根拠－』食料・農業政策研究センター, 1992年, 94頁.
- 38) Gavignaud-Fontaine, *op.cit.*, pp.142-143.
- 39) P. Miquel, *La France et ses paysans: une histoire du monde rural au XX<sup>e</sup> siècle*, Paris, 2004, pp.234-236; Purseigle, *op.cit.*, pp.37-39.
- 40) Goure, *op.cit.*, pp.135-136.
- 41) « Enseignement agricole : publication du texte d'application de la loi », *Le Monde*, 22.06.1961.
- 42) 食肉加工の装置の近代化は食肉の小売価格を引き下げる最良の方法との判断から, 1961年6月には民間の屠畜場の開設と維持に関する政令が発せられた. « Dispositions restrictives pour l'ouverture et le maintien en activité des abattoirs privés », *Le Monde*, 17.06.1961.
- 43) デモ参加者の相当数がアルジェリア戦争から戻ってきたばかりであり, アルジェリア民族解放戦線のゲリラの手法からインスピレーションを得て, 道路を封鎖し, 電話線を切るなどの激しい行動をとった.
- 44) « Les raisons du malaise », *Le Monde*, 09.06.1961; Goure, *op.cit.*, pp.136-137.
- 45) Malassis, *op.cit.*, p.271.
- 46) E. Laurentin, *La France et ses paysans*, Bayard, 2012, pp.50-55; Lefèvre, *op.cit.*, pp.77-80.
- 47) Goure, *op.cit.*, pp.140-141.
- 48) 1962年に俳優ジャン・ギャバンがオルヌ県において約 200ヘクタールの牧畜用地に再編成するために複数の農場を購入した. これを非農業者による土地の買い占めとみなした 700人の畜産農が7月末に彼の農場に集まって抗議を行い, 各地において農業指導法実施のためのデクレの交付を求める抗議行動が展開される結果となった. 最終的に 11月には農業指導法補完法の実施に関するデクレが出される. Lefèvre, *op.cit.*, p.80-81; Laurentin, *op.cit.*, pp.55-58; Miquel, *op.cit.*, p.244; Malassis, *op.cit.*, pp.272-273; « La réglementation des cumuls d'exploitations permettra de garantir le droit au travail de la paysannerie », *Le Monde*, 24.11.1962.
- 49) セルヴォラン, 前掲書, 95頁.

- 50) Malassis, *op.cit.*, p.273.
- 51) B. Hervieu, F. Purseigle, *Sociologie des mondes agricoles*, Paris, 2014, p.202.
- 52) Lefèvre, *op.cit.*, p.71.